

指定訪問看護重要事項説明書

あすわら訪問看護ステーション

☎06-6318-8467

指定訪問看護の重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第115号)に定める内容に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

1.事業者概要

事業者名称 株式会社S.B.C

所在地 大阪府吹田市千里が丘北1番28-1507号

代表者名 守屋 洋一

電話番号 09036932518

2.事業所概要

事業所名称 あすわら訪問看護ステーション

指定番号 2764091514

所在地 大阪府豊中市城山町3丁目1-13 ハイツイレブン1号館107

電話番号 06-6318-8467

3.事業の目的と運営方針

事業の目的

株式会社S. B. Cが開設するあすわら訪問看護ステーションが行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とします。

運営の方針

- 1 本事業所が指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員は、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し、在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持 又は向上を目指します。
- 3 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上 妥当適切に行い、日常生活の充実に資するように漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- 4 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者の主治医と密に連携をとり、状態改善に努めます。

- 6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報の提供を行います。
- 7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例 第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4.本店事業所の職員体制〔2025年5月現在〕

管理者(看護師)訪問看護員兼務 常勤1名

看護師 2名

5.営業日・営業時間

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

平日9時から18時

祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く

6.通常の実施地域

豊中市

7.利用料

訪問看護料金表〔医療保険〕(2024年6月現在)

労災医療は医療保険に準じます

〈保険単位と基本利用料〉

| | |
|------------------------------|---|
| 後期高齢者〔75歳以上〕 | 1割、現役並み所得者の方は3割 ※後期高齢者医療限度額適用証をお持ちの方 一般：18,000円 区分Ⅱ：8,000円/月 区分Ⅰ：8,000円/月 |
| 健康保険／国民健康保険 | 高齢受給者(70~74歳) 2割／1割(昭和19年④月1日生まれまで) 一般(70歳未満) 3割(6歳未満は2割) |
| 社会保険 ・身体障がい者医療 ・難病医療者証 | 市町村の定めや所得により上限金額が異なります。 |

〈基本料金明細〉

| | |
|---------------------------------|--|
| □訪問看護基本療養費Ⅰ (一日につき) | 週3日まで5,550円 週4日以降6,550円(厚生労働省が定める疾患等) |
| □訪問看護基本療養費Ⅱ (一日につき)(同一建物居住者) | 週3日まで5,550円 週4日以降6,550円(厚生労働省が定める疾患等) |
| □訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時) | 8,500円(入院中に1回、厚生労働省が定める疾患等は入院中に2回) |
| 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ | 週3日目まで 30分以上5,550円 30分未満4,250円 週4日目以降 30分以上6,550円 30分未満5,100円 |
| 乳幼児加算(6歳未満) | 1,500円 |

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| □複数名訪問加算(看護師) (週1回) | 4,300円 |
| □難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方) | 1日2回の訪問:4,300円 1日3回以上の訪問:8,000円 |
| □早朝・夜間加算 (6時~8時・18時~22時) | 2,100円 |
| □深夜加算(22時~6時) | 4,200円 |
| □訪問看護管理療養費 □精神科訪問看護管理療養費 | 月の初日:7670円 2日目以降:3,000円(1日につき) |

〈病状によって下記の料金が加算されます〉

| | |
|---|----------------------------|
| □長時間訪問看護加算(週一回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで) | 5,200円 |
| □緊急時訪問看護加算(1日につき) | 2,650円 |
| □特別管理加算(1月につき) | 利用者の状態で2,500円 または5,000円 |
| □退院時共同指導加算(1月につき)(利用者の状態に応じ月2回を限度) | 8,000円 |
| □在宅患者連携指導加算(1月につき) | 3,000円 |
| □退院支援指導加算(週4日以上訪問できる方) | 6,000円 |
| □在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回) | 2,000円 |
| □ターミナルケア療養費 | 25,000円 |

〈利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます〉

| | |
|--------------------|--------|
| □24時間対応体制加算(1月につき) | 6,800円 |
| □情報提供療養費(1月につき) | 1,500円 |
| □専門管理加算 | 2,500円 |

〈保険適用外料金〉

| | 時間内 8時~18時 | 早朝:6時~8時 夜間:18時~22時 | 深夜 22時~6時 |
|-------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------|
| 平日(月火水木金) 30分未満 | 5,000円 | 6,300円 | 7,500円 |
| 土・日・祝日 30分未満 | 6,300円 | 7,900円 | 9,400円 |
| 平日(月火水木金) 30分以上60分未満 | 8,800円 | 11,100円 | 13,300円 |
| 土・日・祝日 30分以上60分未満 | 11,100円 | 13,900円 | 16,600円 |
| 超過時間利用料 | 2,000円(1回のご利用が60分を超えた場合)(30分毎) | | |
| 休日利用料 (日・年末年始) | 2,500円 医師指示による休日処置は加算なし | | |
| 死後の処置料 | 18,000円+税 | | |

以下余白

訪問看護料金表〔介護保険〕(2024年6月現在)

〈保険単位と基本利用料〉地域区分単価 1単位＝10.84円(7級地)

※負担額の計算方法...報酬単位×地域区分単価(10.84)＝A(少数点以下切り捨て) $A \times 0.9$

(1割負担の場合)＝B (負担割合が2割の方は×0.8、3割の方は×0.7) $A - B =$ 利用者負担額

〈保険単位と基本利用料〉1単位＝10.84円 1割負担額記載

| | 時間内:8~18時 | | 早朝:6時~8時 夜間:18時~22時 | | 深夜:22時~6時 | |
|---------------------------------|------------------------|-------|------------------------|-------|-----------|-------|
| | □訪問看護 I - 1 (20分未満) | 314単位 | 341円 | 392単位 | 425円 | 471単位 |
| □訪問看護 I - 2 (30分未満) | 471単位 | 510円 | 588単位 | 638円 | 706単位 | 766円 |
| □訪問看護 I - 3(30分以上60分未満) | 823単位 | 893円 | 1028単位 | 1115円 | 1234単位 | 1338円 |
| □訪問看護 I - 4(60分以上90分未満) | 1128単位 | 1223円 | 1410単位 | 1529円 | 1692単位 | 1835円 |
| □介護予防訪問看護 I - 1 (20分未満) | 303単位 | 329円 | 378単位 | 410円 | 453単位 | 491円 |
| □介護予防訪問看護 I - 2 (30分未満) | 451単位 | 489円 | 563単位 | 611円 | 675単位 | 732円 |
| □介護予防訪問看護 I - 3 (30分以上60分未満) | 794単位 | 861円 | 990単位 | 1074円 | 1188単位 | 1288円 |
| □介護予防訪問看護 I - 4 (60分以上30分未満) | 1090単位 | 1182円 | 1359単位 | 1474円 | 1631単位 | 1768円 |

〈病状によって下記の料金が加算されます〉

| | | |
|-----------------|-----------------------------|---------------------------|
| □特別管理加算 | (I) 500単位 (II) 250単位 | (I) 542円 (II) 271円 |
| □ターミナルケア加算 | 2500単位 | 2,168円 |
| □退院時共同指導加算 | 600単位 | 650円 |
| □複数名訪問加算(30分未満) | 254単位 | 276円 |
| □複数名訪問加算(30分以上) | 402単位 | 436円 |
| □長時間訪問看護加算 | 300単位 | 326円 |
| □初回加算(I) | 350単位 | 380円 |
| □初回加算(II) | 300単位 | 326円 |
| □専門管理加算 | 250単位 | 271円 |

〈利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます〉

| | | |
|------------------|-------|------|
| □緊急時訪問看護加算(I) | 600単位 | 651円 |
| □緊急時訪問看護加算(II) | 574単位 | 623円 |

以下余白

訪問リハビリテーション料金表〔介護保険〕 (2024年6月現在)

1回20分以上の訪問です。6回/週までの訪問となります。

※負担額の計算方法は訪問看護料金と同様です。

| 理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士 | 時間内:8~18時 | |
|-----------------------|-----------|------|
| □介護訪問(20分) | 294単位 | 319円 |
| □介護訪問(40分) | 588単位 | 637円 |
| □介護予防訪問(20分) | 284単位 | 308円 |
| □介護予防訪問(40分) | 568単位 | 616円 |

○利用料金の支払い方法

毎月、ご利用月の翌月15日前後に前月分の請求書をお渡し又は送付いたします。

□初月:引き落としなし(2か月目に合算にて引き落とし)

□口座引き落とし〔住信SBIネット銀行委託〕

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は一か月単位とし、当該月の利用料は翌月の15日前後に請求書を発行し、請求書発行月の27日(土・祝祭日はその翌日)に利用者が指定する口座から振り替えます。(委託:株式会社アプラス 通帳印字:株式会社プロモート)

領収書の発行は引き落とし翌月の15日前後となります。

2) 現金払いの場合

利用料は一か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行します。

8.緊急時等の連絡方法

訪問看護の提供にあたって事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族・主治医・救急機関に連絡いたします。

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡および指示を受ける等の対応をします。

営業時間外でも連絡が取れる体制となっておりますのでご連絡ください。

9.秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。別紙、個人情報保護についてご説明させていただき同意書の記入をお願いいたします。

10.事業の運営

1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、ステーションの看護師によって行うものとし、第三者の委託は行いません。

2) ステーションは事業の実施にあたり、暴力団員及び、介護保険法第70条第2項各号又は第115条の2第2項各号に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとし、

以下余白

11.高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2)居宅サービス計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12.苦情・相談 申し立て窓口

| | |
|--|--|
| あすわら訪問看護ステーション 担当者:田中 祥恵 | 大阪府豊中市城山町3丁目1-13ハイツイレブン1号館107 ☎070-1299-9831 受付時間 平日9時から18時 |
| 豊中市役所 地域共生課 介護保険に関すること | 〒561-8501 大阪府豊中市桜塚3丁目1番1号 ☎06-6858-2815 受付時間 平日8時45分から17時15分 |
| 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 介護事業所への苦情 | 大阪府中央区常磐町1丁目3-8 中央大通りFNビル内 ☎06-6949-5418 |
| 大阪府庁 高齢介護室介護支援課 介護保険に関する相談・質問 | 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階介護支援課 ☎06-6944-6668 |

13.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要：身体障がい、財物損壊、人格権侵害、

初期対応費用、被害者治療等

以下余白

14. 指定訪問看護サービス内容について

(1) 訪問看護計画を作成する者

このサービスの計画書は、あなたの居宅サービス計画に沿って、日常生活の状況や利用の意向に基づき作成いたします。

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)後日別紙にて、提示させていただきます。(必要時)

2025年 月 日 指定訪問看護の開始にあたり、_____様に重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

利用者氏名 _____ 印

あすわら訪問看護ステーション 所在地 〒561-0803

大阪府豊中市城山町3丁目1-13 ハイツイレブン1号館107

株式会社S.B.C

あすわら訪問看護ステーション 

(説明者)氏名 田中 祥恵